

### 「職員および学校職員給与引き下げの条例改正への反対討論」

第19号「職員の給与に関する条例」および第20号「学校職員給与条例」の一部改正に反対の立場から討論します。この2議案は、人事委員会勧告にもとづいて、職員給与は0.28%相当分、期末手当は年間0.2%引き下げます。また自宅の住居手当、月額3900円の廃止、義務教育等教員の特別手当の引き下げなども含まれます。給与の下げ幅は30代後半から50代が大きく、さらに55歳を超える課長および課長補佐以上は給与と管理職手当をそれぞれ1%減額です。これにより行政職平均で10万円、課長クラスは20万円もの大幅減額となります。

人事委員会は「民間との格差の是正」を勧告の理由としていますが、本県の実際の支給額はもう十分すぎるほど民間より低いはずで、未来開拓プログラムで5%カットされているからです。実際の実支給額は給与表より年間、平均で25万から30万円も低いのです。今回、給与表を引き下げると、そこからさらに5%カットで支給されます。

これでは、職員の志気にかかわるとともに優秀な人材確保にもマイナスです。県職員給与が基準になって、民間給与額も押さえ込まれますから、一般県民の給与は下降線の一途をたどるのは必至です。そして、24000人からの県職員の所得が、毎年、大幅に減れば、どれほど消費を冷えこませることでしょうか。地域経済活性化への逆行です。このような議案に賛成することはできません。

なお、知事はじめ特別職や議員の期末手当を0.15ヶ月分引き下げることについては可とする立場を表明し、反対討論いたします。